

平成 28 年 7 月 5 日
自 動 車 局

東京のタクシー初乗り運賃の見直しに係る申請について

～地域の総車両台数の 8 割以上の申請がありました。～

東京のタクシー運賃変更申請については、本年 4 月 5 日以降、複数の事業者からなされておりますが、昨日、申請受付期間が終了したところ、最終的に 8 割以上の申請（申請した事業者の車両数割合）がありました。

6 月 3 日には申請が 7 割以上に達したことを踏まえ、既に運賃改定に係る審査手続に着手しており、今後、速やかに運賃改定手続を行ってまいります。

※ 東京のタクシー運賃については、国土交通省（関東運輸局）が上限下限を設定していますが、最初の事業者からの運賃変更の申請日（平成 28 年 4 月 5 日）から 3 ヶ月以内に地域の総車両台数の 7 割を超える事業者から同様の申請がなされた場合、上限下限の幅の変更手続きに入ることになります。

1. 最初の申請があった日
平成 28 年 4 月 5 日
2. 申請の受付終了の日
平成 28 年 7 月 4 日
3. 申請地域
東京都特別区、三鷹市、武蔵野市
4. 3 ヶ月の期間における申請状況
 - (1) 申請事業者数 265 者（地区の法人事業者数 342 者）
 - (2) 上記 (1) の事業者の車両数 23,312 両（地区の車両数 27,655 両）
 - (3) 申請率 84.30%
5. 申請のあった運賃の内容（普通車の上限運賃）
別紙のとおり。
6. 標準処理期間
申請受付期間終了日（平成 28 年 7 月 4 日）から 6 ヶ月。

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 佐藤・笠井（代表）03-5253-8111（内線 41242、41243）
（直通）03-5253-8569（FAX）03-5253-1636